

### （文化をとりまく状況）

具体的な状況は、資料5 - 1 参照

社会の成熟化（ものの豊かさから心の豊かさへ）

人口減少、少子高齢化（過疎化、都市化） 人材の不足、画一化

情報化 実体験の不足

グローバル化 多様化

個人尊重主義 多様化

### （文化のもつ可能性）

詳細は、主に資料5 - 4 参照

次世代の育成

地域の誇り、愛着を育む

人・地域の絆を育む

心の豊かさ、やすらぎにつながる

人の成長、自己発見・自己実現につながる

暮らしを豊かにする

### （三重の文化の状況）

第3回審議会で検討します。

### （三重県の状況）

～県民しあわせプラン、「三重の文化力指針」、「三重の文化芸術振興方策」策定～

三重県では、平成16年県民しあわせプランを策定し、「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を基本理念として施策を推進してきました。なかでも、「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」の実現に向けて文化の持つ力に着目し、平成18年5月に「三重の文化力指針」をまとめ、各政策分野でその力を高め、生かす取組を進めてきました。

文化芸術分野においても、平成18年度に、「文化力指針」の考え方を踏まえて、文化芸術分野を対象とした施策を推進していくための「三重の文化芸術振興方策」を策定したところです。

(なぜ今文化振興方針を策定するのか)

県民一人ひとりが「三重の文化」に触れ、親しむことで、感性や創造性を高めることができます。

さらには、生活の質の向上や地域への誇り、また地域の活性化などにつなげることができます。

こうしたことから、「三重の文化」をより豊かに創造し、発展させ、「みえけん愛」を育む“しあわせ創造県”の実現につなげていくため、文化振興のための基本的な考え方を明らかにすることとしました。

## 第1章 文化振興の考え方

(文化とは)

文化とは、「人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわるすべてのこと」(文化芸術振興基本法)とされています。

(文化振興とは)

文化振興とは、文化を興して盛んにすることであり、文化の創造、継承、発展を導くための取組のことをいいます。

文化振興とは、三重のさまざまな文化資産を保存継承し、文化資源として活用、発展させていくことで、三重の文化を創造、発展していくことです。

(三重の文化振興の検討対象)

芸術、文化財、伝統芸能など、「文化芸術振興基本法」に例示されている対象範囲のほか、景観、食文化など暮らしに関わるさまざまな文化など、文化の範囲を幅広くとらえます。

(三重の文化振興の施策領域)

三重の文化振興を検討する際、文化芸術に関する施策だけでなく、生涯学習分野など近接領域にかかる施策を対象として取り組んでいきます。

近接領域とは、文化振興に関係する政策・施策の分野のことをいい、例えば、生涯

学習、学術・研究、伝統工芸、産業振興、観光振興、地域づくり、景観づくり、環境・自然、食文化などを想定しています。

近接領域を含めて文化振興を考えることは、より総合的な視点で文化振興を進めることができるということです。